

3 一般行政職の級別職員数等の状況

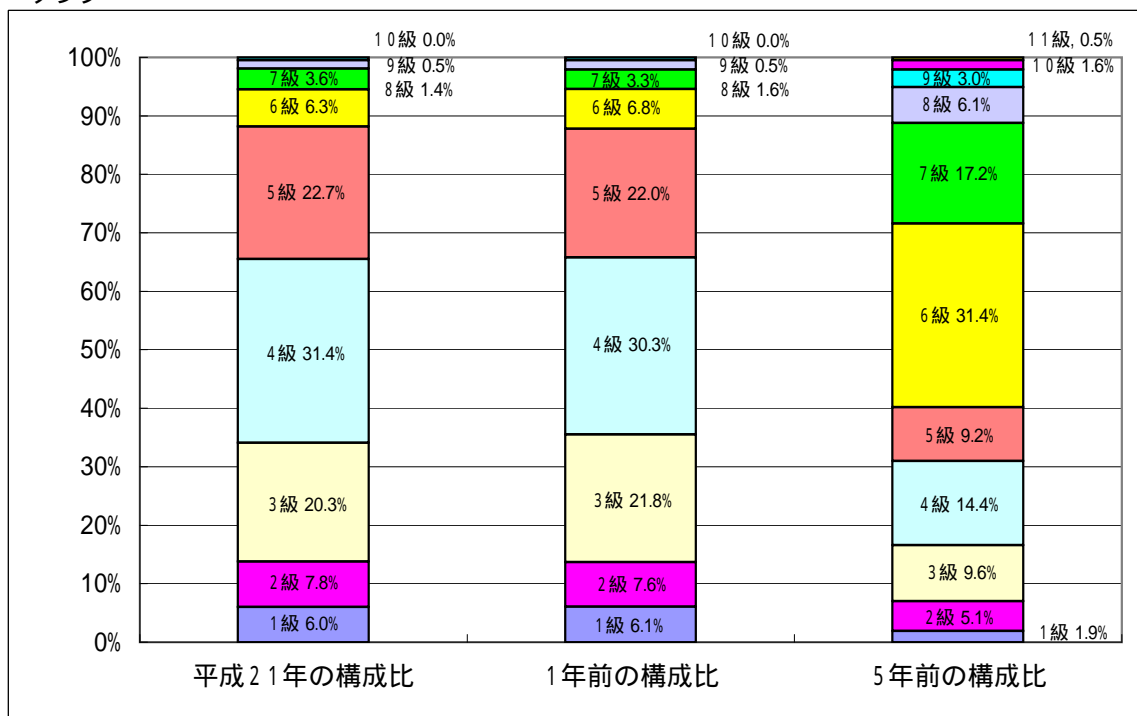
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|------|-------------|---------|--------|
| 1 級 | 主事, 技師 | 343 人 | 6.0 % |
| 2 級 | 主事, 技師 | 445 人 | 7.8 % |
| 3 級 | 主任主査 | 1,161 人 | 20.3 % |
| 4 級 | 本庁の課長補佐 | 1,795 人 | 31.4 % |
| 5 級 | 本庁の統括課長補佐 | 1,299 人 | 22.7 % |
| 6 級 | 本庁の課長 | 363 人 | 6.3 % |
| 7 級 | 本庁の統括課長 | 205 人 | 3.6 % |
| 8 級 | 本庁の次長 | 78 人 | 1.4 % |
| 9 級 | 本庁の部長 | 29 人 | 0.5 % |
| 10 級 | 本庁の部長(特に重要) | 0 人 | 0.0 % |

(注) 1 宮城県のと給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

グラフ



(注) 平成19年に11級制から10級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合, 11級を9級及び10級に分割)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年4月1日に給与構造改革を導入し、昇給については勤務成績の反映を一層きめ細かく行う目的で、従来の昇給幅を4分割したところ。この目的を達成するため、1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを評価し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給の区分(0号俸から8号俸)を決定することとしています。